

指定管理者の導入状況

(1) 四日市市運動施設指定管理者(平成30年4月1日現在)

指定管理者名等	施設名
運動施設契約期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日 桜運動施設契約期間：平成28年4月1日～平成31年3月31日 名称：四日市市体育協会グループ 構成団体：特定非営利活動法人四日市市体育協会 公益社団法人四日市市シルバー人材センター 株式会社スポーツ・インフォメーション 特定非営利活動法人霞ヶ浦スポーツクラブ	中央緑地公園運動施設(3施設)・霞ヶ浦緑地公園運動施設(7施設)・三滝武道館・三滝相撲場・三滝テニスコート・松原テニスコート・北条野球場・松原野球場・鈴鹿川河原田野球場・垂坂ソフトボール場・鈴鹿川河原田ソフトボール場・鈴鹿川ラグビー・サッカー場・鈴鹿川グラウンドゴルフ場・垂坂サッカー場・楠中央緑地運動施設(3施設)・温水プール・本郷河川敷グラウンド・桜運動施設 計28施設

(2) 四日市ドーム指定管理者(平成30年4月1日現在)

指定管理者名等	施設名
契約期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日 名称：JN体協グループ 構成団体：株式会社JTBコミュニケーションデザイン 特定非営利活動法人四日市市体育協会 株式会社NTTファシリティーズ東海支店	四日市ドーム

市営体育施設使用料一覧

四日市ドーム専用利用料金の上限額

種類		基本使用料(円)					
		午前 AM 9:00 ～ AM 12:00	午後 PM 1:00 ～ PM 4:30	夜間 PM 5:30 ～ PM 9:00	全日 AM 9:00 ～ PM 9:00		
アリーナ	アマチュア	入場料等を徴収しない場合	10,800円	16,200円	21,600円	43,200円	
		入場料等を徴収する場合	43,200	64,800	86,400	172,800	
	その他 の物の	式典、講演会等	54,000	81,000	108,000	216,000	
		展示会、見本市等	108,000	162,000	216,000	432,000	
		プロ興行	216,000	324,000	432,000	864,000	
会議室等	大会議室	2,380	3,130	4,750	7,880		
	小会議室	1,300	1,730	2,590	4,320		
	練習室	3,350	4,430	6,700	11,120		
	準備室	2,700	3,560	5,400	8,960		
	控室	1,300	1,730	2,590	4,320		
	控室	1,300	1,730	2,590	4,320		
備考	①土・日曜日、休日のアリーナ使用料は、基本使用料の2割増です。 ②準備・撤去のみのアリーナ使用料は、規定の2割減です。 ③アリーナは半面使用が可能です。使用料は規定の5割です。この場合において10円未満の端数が生じたときは、四捨五入とする						

運動施設専用利用料金の上限額

施設名	使用時間		使用区分		アマチュア・スポーツ		アマチュア・スポーツ以外			
			入場料金の類を徴しない場合	入場料金の類を徴する場合	入場料金の類を徴しない場合	入場料金の類を徴する場合				
中央緑地 体育館	午前	午前9時～正午	5,830円	12,960円	29,160円	540,000円				
	午後	午後1時～午後4時30分	8,750	19,440	43,740					
	夜間	午後5時30分～午後9時	11,660	25,920	58,320					
	全日	午前9時～午後9時	23,540	52,490	118,040					
中央緑地 第2体育館	午前	午前9時～正午	4,430	9,720	21,920	405,000				
	午後	午後1時～午後4時30分	6,590	14,580	32,830					
	夜間	午後5時30分～午後9時	8,750	19,440	43,740					
	全日	午前9時～午後9時	17,710	39,420	88,560					
霞ヶ浦 体育館	午前	午前9時～正午	2,270	5,050	11,360	208,120				
	午後	午後1時～午後4時30分	3,350	7,450	16,760					
	夜間	午後5時30分～午後9時	4,540	10,070	22,680					
	全日	午前9時～午後9時	9,070	20,140	45,360					
霞ヶ浦 弓道場	午前	午前9時～正午	1,510							
	午後	午後1時～午後4時30分	2,270							
	夜間	午後5時30分～午後9時	3,020							
	全日	午前9時～午後9時	6,050							
楠緑地多目的 運動場	午前9時～午後9時(4月1日～10月31日は午前6時～午後9時) 1時間につき		430	960	2,160	9,900				
楠緑地体育館 アリーナ	午前9時～午後9時 全面1時間につき		930	2,050	4,630	21,240				
楠緑地体育館 武道場	午前9時～午後9時 1時間につき		460	1,030	2,310	10,620				
三滝武道館 柔道場・剣道場	午前	午前9時～正午	1,940	4,320	9,720	108,000				
	午後	午後1時～午後5時	2,920	6,480	14,580					
	夜間	午後5時～午後9時	1時間につき1,080	8,640	19,440					
	全日	午前9時～午後9時	8,210	17,500	39,310					
三滝相撲場	午前	午前9時～正午	970							
	午後	午後1時～午後5時	1,460							
中央緑地 陸上競技場	午前	午前9時～正午	5,830	12,960	29,160	422,510				
	午後	午後1時～午後5時	8,750	19,440	43,740					
	夜間	午後6時～午後9時	5,830	12,960	29,160					
	全日	午前9時～午後9時	18,370	40,820	91,850					
霞ヶ浦第1 野球場	午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後9時) 2時間につき		3,240			162,000				
	午前	午前9時～正午							12,960	29,160
	午後	午後1時～午後5時							19,440	43,740
	夜間	午後5時～午後9時							25,920	58,320
全日	午前9時～午後9時	52,490		118,040						
室内練習場(1面)		午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後9時) 1時間につき	220							
霞ヶ浦第2野球場 松原野球場 北条野球場	午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後7時、中央緑地野球場は午後9時まで) 2時間につき		1,940							
霞ヶ浦 サッカー場	午前	午前9時～正午	1,620円							
	午後	午後1時～午後5時	2,380							
	夜間	午後6時～午後9時	1,620							
	午前6時～午前8時(4月1日～10月31日に限る) 1時間につき		540							

施設名	使用時間	使用区分	アマチュア・スポーツ		アマチュア・スポーツ以外	
			入場料金の類を徴しない場合	入場料金の類を徴する場合	入場料金の類を徴しない場合	入場料金の類を徴する場合
三滝テニスコート	午前6時～午後9時(12月1日～翌年2月末日は午前7時～午後9時) 1面1時間につき		520			
松原テニスコート	午前 午前9時～正午 午後 午後1時～午後5時 全日 午前9時～午後5時		1面につき 1,510 1面につき 2,270 1面につき 3,350			
楠 緑 地 テニスコート	午前6時～午後9時(12月1日～翌年2月末日は午前7時～午後9時) 1面1時間につき		520			
霞ヶ浦プール	午前9時～午後7時 1時間につき		50m プール 3,240 その他のプール 1,940			
温 水 プ ー ル	午前9時～正午 1時間につき		7,780			
霞ヶ浦 運動用舟艇場 (艇庫及び係留施設)	1ヶ月1艇につき (歴月をもって計算し、端数のある場合は、1ヶ月とする。)		艇庫内 3,890 屋 外 1,620 係留施設 艇長 9m 未満 8,100 艇長 9m 以上 10,800			
鈴鹿川ラグビー ・サッカー場	午前 午前9時～正午 午後 午後1時～午後5時		1,080 1,620			
鈴鹿川グラウンド ゴルフ場	午前6時～午前8時及び午後5時～午後7時(4月1日～10月31日に限る) 1時間につき		320			
鈴鹿川河原田 野 球 場 ソフトボール場 垂坂ソフトボール場	午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後7時) 2時間につき		860			
垂 サ ッ カ ー 場	午前 午前9時～正午 午後 午後1時～午後5時		1面につき 1,300 1面につき 1,730			
	午前6時～午前8時及び午後5時～午後7時(4月1日～10月31日に限る) 1面1時間につき		430			
本郷河川敷 グラウンド	午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後7時) 1面1時間につき		320			
霞ヶ浦 テニスコート	午前6時から午後9時まで(ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面1時間につき	屋外コート 屋根付コート サブコート メインコート	690 940 1,040 1,380	1,380 1,880 2,080 2,760	3,450 4,700 5,200 6,900	13,800 18,800 20,800 27,600
中央緑地 フットボール場	午前9時から午後9時まで(ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午後9時まで) 1面1時間につき		3,000		15,000	

※ 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び身体障害者団体が使用する場合の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。

※ 中央緑地フットボール場を市内の高校生以下の団体が使用する場合の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。

個人利用料金の上限額

(イ) 個人使用券・普通使用券

施設名 / 使用時間		使用区分	
		一 般	中学生以下
四日市ドームアリーナ	午前9時～午後9時	(2時間以内) 430 円	(2時間以内) 220 円
中央緑地体育館 中央緑地第2体育館 中央緑地トレーニング場 中央緑地陸上競技場 (中央緑地フットボール場Aフィールド)	午前9時～午後9時	(2時間以内) 220	(2時間以内) 100
松原テニスコート	午前9時～午後5時		
霞ヶ浦プール	午前10時～午後7時		
温水プール	午後1時～午後8時	430	120
三滝武道館	午前9時～午後9時	(2時間以内) 220	(2時間以内) 100
楠緑地体育館			

※ いずれも指定管理者が定める一般公開日の利用に限る。

※中央緑地フットボール場Aフィールドは、工事等による中央緑地陸上競技場の閉鎖時における代替施設としての利用に限るものとする。

(ロ) 回数使用券

種別	使用区分	
	一 般	中学生以下
温水プール回数使用券 (6枚綴り、有効期間6ヶ月)	2,150 円	600 円
共通回数使用券 (12枚綴り、有効期間6ヶ月) 中央緑地体育館、中央緑地第2体育館、中央緑地トレーニング場、中央緑地陸上競技場 (中央緑地フットボール場Aフィールド)、松原テニスコート、霞ヶ浦プール、三滝武道館及び楠緑地体育館 ※ 1回の使用は、2時間以内とする。	2,200	1,000

※ (イ)(ロ)とも、市内の身体障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。

桜運動施設専用使用料の額

施設名	使用可能時間	使用料
桜運動施設多目的広場	午前9時～午後5時 1時間につき	430 円
桜運動施設テニスコート	午前9時～午後5時 1面1時間につき	520

※市内の小学校、中学校、幼稚園、保育園、認定こども園及び心身障害者団体が使用する場合は、規程料金の100分の50の額とする。